平成２５年（フ）第６３１号
名古屋市西区城西２丁目11番13号　第二泰水堂３Ｃ号室、開始決定時の住所名古屋市北区垣戸町３丁目９番地の10
破産者　内田　智久
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４０９号
福島県南相馬市鹿島区大内字長岡20、住民票上の住所名古屋市中川区花塚町２丁目71番地
破産者　松岡　利昭
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０３８号
名古屋市名東区香流１丁目1012番地　サンローヤル名東ビル30Ｄ号、開始決定時の住所名古屋市名東区香坂201番地
破産者　清水　**達**雄
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４号
堺市西区浜寺諏訪森町東１丁43番地20、前住所堺市西区浜寺船尾町西５丁570番地１　メゾンドール610号
破産者　鷲見　幸二
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１００７号
広島市佐伯区観音台２丁目７番27号
破産者　松重幸二郎
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３１号
佐賀県鳥栖市田代本町1242番地
破産者　下尾　美信
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２３３号
京都市伏見区竹田藁屋町84番地　セピアコート107号
破産者　卜田　健司
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第９０３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田763番地３　エクセレンス和田Ⅱ－201号、前住所福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘１丁目19番20号
破産者　佐藤正一郎
1　破産債権の届出期間　平成27年９月４日まで
2　一般調査期日　平成27年９月29日午前10時30分
平成27年８月４日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７号
秋田県由利本荘市中田代字小又下川原６番地４
破産者　株式会社北都物流
1　破産債権の届出期間　平成27年９月７日まで
2　一般調査期日　平成27年９月29日午前11時
平成27年８月７日　秋田地方裁判所本荘支部

平成２６年（フ）第１０号
広島市西区己斐上３丁目39番４号、住民票上の住所松江市島根町加賀1133番地６
破産者　奈良岡アヤミ
1　破産債権の届出期間　平成27年９月11日まで
2　一般調査期日　平成27年10月27日午後２時
平成27年８月10日　松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２８４号
京都府京都市山科区椥辻東潰１番地１山本グランドハイツ501、開始決定時の住所京都府京都市山科区椥辻番所ケ口町172番地10
破産者　児玉　洋子
1　破産債権の届出期間　平成27年10月２日まで
2　一般調査期日　平成27年11月６日午後２時10分
平成27年８月10日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成２６年（フ）第８６９号
大阪府八尾市相生町３丁目５番41号
破産者　山本　　昭
1　期日　平成27年９月29日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年８月10日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第３号
三重県志摩市阿児町鵜方2850番地109
清算株式会社　ワールド電子株式会社
代表清算人　平出　晋一
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
津地方裁判所伊勢支部

平成２７年（ヒ）第１００４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田1034番地11
清算株式会社　株式会社ニューコーポレーション
代表清算人　松本　孝明
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（ヒ）第２号
長崎県雲仙市小浜町雲仙316番地
清算株式会社　株式会社湯元ホテル
代表清算人　加藤　宗俊
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長崎地方裁判所島原支部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第１００１号
島根県安来市安来町2403番地
清算株式会社　株式会社H管財
代表清算人　後藤　英里
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　（弁済）
清算株式会社株式会社H管財（以下「清算株式会社」という。）は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙「協定債権者一覧」記載の協定債権者に対し、協定確定日に清算株式会社が有している現預金から必要な費用を控除した残額を弁済原資として、別紙「協定債権者一覧」記載の配当率に応じて弁済する。
2　（協定債権の免除）
各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　（追加弁済）
第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙「協定債権者一覧」記載の配当率に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
松江地方裁判所民事部